

現任研修の受講期限について

- 相談支援専門員の資格は、5年ごとの更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。
- 現任研修の受講期限は、初任者研修の修了年度により異なります。ご自身の初任者研修修了年度の行で、受講期限をご確認ください。
- 受講期限までに現任研修を修了しない場合は、相談支援専門員の資格が失効し、受講期限の翌年度4月1日から相談支援専門員として従事できなくなりますので、ご注意ください。
- 現任研修に代わって、主任研修を修了した場合も資格を継続できますが、主任研修の開催や受講決定の保証はできませんので、ご注意ください。

初任者研修 修了年度	現任研修受講期限			
	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度
平成18年度	平成23年度	平成28年度	令和3年度	令和8年度
平成19年度	平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和9年度
平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度
平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度
平成23年度	平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和13年度
平成24年度	平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度
平成25年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度
平成26年度	令和元年度	令和6年度	令和11年度	令和16年度
平成27年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
平成28年度	令和3年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
平成29年度	令和4年度	令和9年度	令和14年度	令和19年度
平成30年度	令和5年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
令和元年度	令和6年度	令和11年度	令和16年度	令和21年度
令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
令和3年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度	令和23年度

※ 愛知県では、受講期限の前年度から、現任研修の受講の申し込みを受け付けます。